

短期入所療養介護
介護予防短期入所療養介護

重 要 事 項 説 明 書

医療法人 さくら会
介護老人保健施設 さくら野

< (介護予防) 短期入所療養介護 重要事項説明書 >

介護老人保健施設さくら野のご案内

(令和8年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 さくら野
・開設年月日	平成 6年 11月 1日
・所在地	栃木県小山市大字卒島110番地
・電話番号	0285-37-1110
・FAX番号	0285-37-1144
・管理者	木平 百合子
・介護保険指定番号	介護老人保健施設 (0950880039号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

[介護老人保健施設さくら野の運営目的]

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者様が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設さくら野の運営方針]

当施設では、利用者様の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。

また、明るく家庭的な雰囲気を重視し、サービス提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者様及びその家族に対して十分な意向等を伺った上、療養上必要な事項について、理解しやすい指導又は説明を行うとともに、利用者様の同意を得て実施するよう努めます。

(3) 施設の職員体制

当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりである。

① 管理者	1人（医師と兼務）
② 医師	2人以上
③ 薬剤師	1人（薬局との契約）
④ 看護職員	11人以上
⑤ 介護職員	27人以上
⑥ 支援相談員	2人以上
⑦ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	2人以上
⑧ 管理栄養士	1人以上
⑨ 介護支援専門員	2人以上
⑩ マッサージ師	2人
⑪ 事務員	2人

(従業者の職務内容)

前項に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- ② 医師は、利用者様の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ③ 薬剤師は、施設管理者の命を受け利用者様の服薬指導業務を行う。
- ④ 看護職員は、施設管理者の命を受け利用者様の服薬管理、与薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者様の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- ⑤ 介護職員は、施設管理者の命を受け利用者様の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- ⑥ 支援相談員は、施設管理者の命を受け利用者様及びその家族からの相談業務を行う。
- ⑦ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、施設管理者の命を受け医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- ⑧ 管理栄養士は、施設管理者の命を受け利用者様の栄養状態の管理を行う。
- ⑨ 介護支援専門員は、施設管理者の命を受け利用者様の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- ⑩ マッサージ師は、施設管理者の命を受け利用者様のマッサージ業務を行う。
- ⑪ 事務員は、施設管理者の命を受け事務処理を行う。

(4) 入所定員等 ・定員 112名

・療養室 2人室 12室 4人室 22室

(5) 通所定員 50名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 7時00分～ 8時00分
 - 昼食 12時00分～13時00分
 - 夕食 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者様には特別浴槽で対応します。入所利用者様は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者様の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 口腔ケア（毎食後に行います）
- ⑫ 利用者様が選定する特別な食事の提供
- ⑬ 理美容サービス（原則月1回実施します。）
- ⑭ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合）
- ⑮ 行政手続代行
- ⑯ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者様の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者様の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ①・名称 さくらのクリニック
 - ・住所 栃木県小山市大字卒島 244 番地 1
- ②・名称 新小山市民病院
 - ・住所 栃木県小山市大字神鳥谷 2251 番地 1

・協力歯科医療機関

- ・名称 さくらのクリニック
- ・住所 栃木県小山市大字卒島 244 番地 1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・面会

平 日 午前10時より午後 7時までとします。
土・日、祝日 午前10時より午後 6時までとします。

- ・外出・外泊

外出・外泊の際には、施設長に外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を届け出て承認を受けなければなりません。

利用者様の気分転換や在宅復帰への支援として、外出・外泊についてご家族様の御協力をお願い致します。施設より、ご家族様等にご連絡させて頂くこともあります。

- ・外泊時などにおける協力病院以外の受診について

受診が必要な際にはサービスステーションへお申し出ください。医師の紹介状が必要です。

- ・飲酒・喫煙

敷地内での喫煙・飲酒は原則してはならない。

- ・火気の取扱い

火気の取扱いは、禁止とする。

- ・居室・設備・備品の管理

施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用するものとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、損害賠償を請求するものとする。

- ・所持品・備品等の持ち込み

生活必需品のみとし、施設長の許可を得なければならない。

- ・金銭・貴重品の管理

金銭・貴重品の持ち込みは、原則禁止とする。持ち込まれた現金や貴重品等で、紛失等の支障が生じても、施設は責任を負わないこととする。

- ・宗教活動・政治活動・営利行為

施設内での他の入居者に対する宗教活動、政治活動及び営利行為は、禁止とする。

- ・ペットの持ち込み

施設内へのペットの持ち込み及び飼育は、禁止とする。

- ・他利用者様への迷惑行為は禁止する。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報装置
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 事故発生の防止及び発生時の対応

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行います。

8. 身体拘束等の廃止、適正化

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

9. 虐待の防止

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

10. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0285-37-1110 内線205、206）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、玄

関前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

1 1. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。
当施設への見学は随時受け付けております。御気軽にご相談下さい。

<別紙 1 >

介護老人保健施設 短期入所サービスについて
(令和 8 年 6 月 1 日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

当施設の入所利用については、要支援 1～2、要介護 1～5 の認定を受けている方が対象となります。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者様に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者様の状態に照らし合わせて適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者様の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 介護保険で規定されている料金

1 単位の単価は 10.14 円になり、所得の額に応じて、その 1 割、2 割もしくは 3 割が自己負担になります。

そのため、精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

<1 割負担>

(1) 施設サービス費

① 要介護認定の方 (1 日あたり)

要介護 1	842 円 (830 単位)
要介護 2	893 円 (880 単位)
要介護 3	958 円 (944 単位)
要介護 4	1,011 円 (997 単位)
要介護 5	1,067 円 (1,052 単位)

② 要支援認定の方 (1 日あたり)

要支援 1	622 円 (613 単位)
要支援 2	785 円 (774 単位)

(2) 加 算

① 要介護・要支援認定共通の加算

・夜間職員配置加算	25 円 (24 単位)
・個別リハビリテーション実施加算	244 円 (240 単位)
・若年性認知症利用者受入れ加算	122 円 (120 単位)
・送迎加算	187 円 (184 単位)
・療養食加算	(1 食につき) 9 円 (8 単位)
・緊急時治療管理	526 円 (518 単位)
・生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	(1 月につき) 11 円 (10 単位)
・サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	23 円 (22 単位)
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅰロ)	所定単位数×97/1000×10.14×0.1 円

② 介護認定のみの加算

・重度療養管理加算	122 円 (120 単位)
・緊急短期入所受入加算	92 円 (90 単位)

<2 割負担>

(1) 施設サービス費

① 要介護認定の方 (1 日あたり)

要介護 1	1,684 円 (830 単位)
要介護 2	1,785 円 (880 単位)
要介護 3	1,915 円 (944 単位)

要介護 4	2,022 円 (997 単位)
要介護 5	2,134 円 (1,052 単位)

②要支援認定の方 (1 日あたり)

要支援 1	1,243 円 (613 単位)
要支援 2	1,570 円 (774 単位)

(2) 加 算

① 要介護・要支援認定共通の加算

・夜間職員配置加算	49 円 (24 単位)
・個別リハビリテーション実施加算	487 円 (240 単位)
・若年性認知症利用者受入れ加算	244 円 (120 単位)
・送迎加算	373 円 (184 単位)
・療養食加算	(1 食につき) 17 円 (8 単位)
・緊急時治療管理	1,051 円 (518 単位)
・生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	(1 月につき) 21 円 (10 単位)
・サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	45 円 (22 単位)
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅰロ)	所定単位数×97/1,000×10.14×0.2 円

② 介護認定のみの加算

・重度療養管理加算	244 円 (120 単位)
・緊急短期入所受入加算	183 円 (90 単位)

<3 割負担>

(1) 施設サービス費

①要介護認定の方 (1 日あたり)

要介護 1	2,525 円 (830 単位)
要介護 2	2,677 円 (880 単位)
要介護 3	2,872 円 (944 単位)
要介護 4	3,033 円 (997 単位)
要介護 5	3,201 円 (1,052 単位)

②要支援認定の方 (1 日あたり)

要支援 1	1,865 円 (613 単位)
要支援 2	2,355 円 (774 単位)

(2) 加 算

① 要介護・要支援認定共通の加算

・夜間職員配置加算	73 円 (24 単位)
・個別リハビリテーション実施加算	730 円 (240 単位)
・若年性認知症利用者受入れ加算	365 円 (120 単位)

・送迎加算	560円(184単位)
・療養食加算	(1食につき) 25円(8単位)
・緊急時治療管理	1,576円(518単位)
・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき) 31円(10単位)
・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	67円(22単位)
・介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)	所定単位数×97/1,000×10.14×0.3円

② 介護認定のみの加算

・重度療養管理加算	365円(120単位)
・緊急短期入所受入加算	274円(90単位)

2、介護保険以外の料金

①食費	1日あたり 1,748円
	(朝 410円) (昼 669円) (夕 669円)
②おやつ	1日あたり 103円
③滞在費	1日あたり 430円
④日用生活品費	1日あたり 200円
⑤教養娯楽費	1日あたり 150円
⑥理美容代	2,350円
	ベッド上での実施の場合 2,950円
⑦洗濯代(業者委託)	1ネット 1,000円

(3) 食費・滞在費の軽減措置について

施設利用料の食費・滞在費については、所得に応じて軽減措置（負担限度額）が設けられております。軽減のための手続きは、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けて、施設の窓口へ提出する必要があります。

「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けるための申請の手続き、制度の詳細については、市町村の担当窓口（介護保険担当課）にお問い合わせください。

軽減措置の対象となるのは、具体的には次のとおりです。

- ・世帯全員が市民税非課税
- ・配偶者が市民税非課税（配偶者が別世帯の場合も勘案）
- ・預貯金等が下記の通り一定額以下であること

第1段階 ・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者

第2段階 ・年金収入額と合計所得金額の合計 80万円以下
 ・預貯金等 単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下

第3段階① ・年金収入額と合計所得金額の合計 80万円超 120万円以下
 ・預貯金等 単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下

第3段階② ・年金収入額と合計所得金額の合計 120万円超
 ・預貯金等 単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下

第4段階 ・上記以外の方

<軽減措置の認定を受けた場合の利用者様の負担額>

食 費（1日あたり）

負担限度額				第4段階
第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②	
300円	600円	1,000円	1,300円	1,851円

滞 在 費（多床室）（1日あたり）

負担限度額				第4段階
第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②	
0円	430円	430円	430円	430円

(4) お支払い方法

- ・毎月 10 日までに、毎月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、窓口現金、銀行振込の 2 方法あります。利用契約時にお選びください。

<別紙2>

個人情報の利用目的

介護老人保健施設さくら野では、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

1、利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的

①介護老人保健施設内部での利用目的

- ・ 当施設が利用者様等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者様に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ―入退所等の管理
 - ―会計・経理
 - ―事故等の報告
 - ―当該利用者様の介護・医療サービスの向上

②他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・ 当施設が利用者様等に提供する介護サービスのうち
 - ―利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ―利用者様の診察等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ―検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ―家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - ―保険事務の委託
 - ―審査支払機関へのレセプトの提出
 - ―審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2、上記以外の利用目的

①当施設の内部での利用に係る利用目的

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - ―医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ―居室における氏名の掲示
 - ―氏名・写真等を広報誌へ掲載
 - ―当施設において氏名・写真を広報誌などにて掲示
 - ―当施設において行われる学生の実習への協力
 - ―当施設において行われる事例研究

②他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - ―外部機関への情報提供

医 療 法 人 さくら会
介護老人保健施設 さくら野
〒323-0061 栃木県小山市大字卒島110
電話 0285-37-1110
FAX 0285-37-1144